

消防の動き



消防庁
Fire and Disaster Management Agency



目次

CONTENTS

令和8年9月号 No.665

巻頭言

多様な人材とテクノロジーで築く安全・安心なまち（神戸市消防局長 上山 繁）

Report

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について	4
令和7年中に発生した製品火災に関する調査結果	7

Topics

リチウムイオン電池総合対策ポータルサイトの公開	8
令和8年度における防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正について	9
特定屋外貯蔵タンクにおける渦電流探傷試験の導入について	10

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ	12
---------------------	----

緊急消防援助隊情報

令和8年度緊急消防援助隊地域ブロック 合同訓練の実施について	14
--------------------------------------	----

消防通信～望楼

森町消防本部（北海道）／十和田地域広域事務組合消防本部（青森県） 新潟市消防局（新潟県）／湖南広域消防局（滋賀県）	16
--	----

消防大学校だより

幹部科における教育訓練 ～ 変革の時代を担う消防幹部の育成 ～	17
教育訓練の実施状況（令和8年4月～7月実施分）	18

報道発表

最近の報道発表（令和8年7月21日～令和8年8月20日）	19
------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和8年7月21日～令和8年8月20日）	20
広報テーマ（9月・10月）	20

お知らせ

9月9日は救急の日	21
老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」	22
事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛けをお願いします。	23



■ 表紙
本号掲載記事より

多様な人材と テクノロジーで築く 安全・安心なまち

神戸市消防局長 上 山 繁



神戸市は、六甲山系と瀬戸内海に囲まれ、風光明媚な港町として発展してきました。阪神・淡路大震災では壊滅的な被害を受け、災害に強いまちづくりを着実に進めてきましたが、震災から31年が経過した今、神戸のまちは大きな変革期を迎えています。

神戸の玄関口である都心・三宮では、(仮称)JR三ノ宮新駅ビルの開発や西日本最大級となる中長距離バスターミナルを中心とした再整備、ホテル、オフィス、商業施設等の民間機能が併設される市役所2号館の建て替えなど、神戸全体の活性化と国際競争力の向上に向けた重要な取り組みが進められています。ウォーターフロントでは、最大1万人が収容できる多目的アリーナである、「ジーライオンアリーナ神戸」が2025年に完成するなど再開発が進んでおり、開港20周年を迎えた神戸空港においても、2030年4月の国際定期便就航を目指し、引き続き機能強化の検討が進められています。

神戸市消防局では、こうしたまちの発展と多様化する災害リスクに対応するため、「幅広い人材とテクノロジーを活用した災害対応力の強化」を柱に取り組みを進めています。

どれだけテクノロジーが進展しても、人を救うのは「人」です。そこで、どのように時代が変化しても、柔軟に対応できる人材の育成に最も力を入れています。まずは災害対応能力の向上です。近年、全国各地で地震や大規模火災が発生するなど、災害の様相は激甚化・頻発化しています。このような災害に対応できるよう、実践的な訓練施設の整備を進めているところです。区画火災を想定したコンテナ内部でパレットを燃焼させ、火災の性状変化、火災現場と同様の熱・煙、注水による熱気、環境の変化を体験できる実火災体験型訓練施設を2025年に整備しました。今年度は、大量の土砂に埋もれた要救助者救出手法に関する実践的な訓練ができる風水害対応訓練施設、ガレキや倒壊家屋からの要救助者救出手法に関する実践的な訓練ができる震災対応訓練施設を整備してまいります。

次に、神戸市では全庁的に一定のデジタルスキルを有する「DX推進リーダー」の養成を進めていることから、消防局でもデジタル人材の育成に努め、消防団員の保有装備品の管理システムを構築するなど、デジタルツールの開発、導入によるBPR（業務改革）に取り組んでいます。

また、災害対応の迅速化や職員リソースの最適化に向け、テクノロジー導入を積極的に進めています。市内全消防署にドローンを配置するとともに操縦資格者の養成をすすめ、災害初期に上空から被害状況を把握することで、部隊投入や活動方針の決断の迅速化に努めています。

救急活動では、マイナ救急や新たに導入した救急情報システムの運用により、医療機関との情報共有を円滑化し、救急隊員の負担軽減と活動の効率化を推進しています。

阪神・淡路大震災は、日本の防災・減災対策や消防防災体制の在り方に大きな教訓を残しました。その教訓を次世代へ確実に継承するとともに、DXや新たな技術を積極的に取り入れながら、市民、地域、関係機関の皆様と力を合わせ、災害に強く、安全で安心なまち神戸の実現を目指してまいります。

熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について

救急企画室

1 はじめに

消防庁では、平成20年から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員の調査を行っており、調査開始以降最多の救急搬送人員を記録した令和7年には全国で100,510人の方が熱中症により救急搬送されています。令和8年は、5月1日から8月16日までに63,439人（※速報値）の方が熱中症で救急搬送されました。今回は、今年の熱中症による救急搬送の状況等について詳しくご説明します。

2 熱中症による救急搬送状況

① 年齢区分別の救急搬送人員（図1）

5月1日から8月16日までの熱中症による救急搬送人員の合計63,439人のうち、高齢者が38,146人（60.1%）と最も多く、次いで成人19,693人（31.0%）、少年5,252人（8.3%）、などとなっています。約6割を占める高齢者は、暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい傾向があるため、周囲の方がこまめに声をかけて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

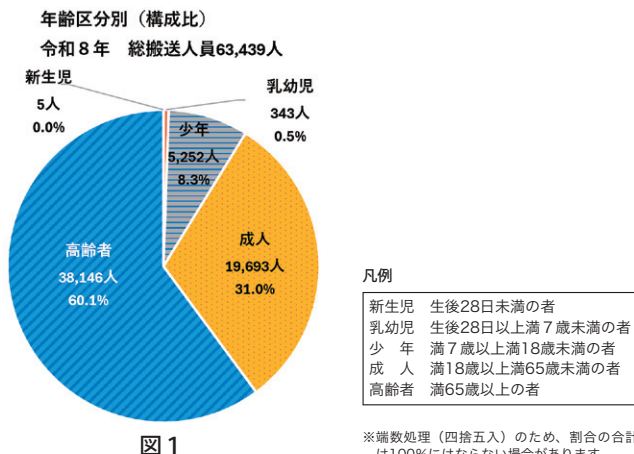


図1

② 傷病程度別の救急搬送人員（図2）

5月1日から8月16日までの熱中症による救急搬送人員の合計63,439人のうち、軽症が37,579人（59.2%）と最も多く、次いで中等症23,617人（37.2%）、重症1,781人（2.8%）、死亡108人（0.2%）などとなっており、入院が必要となる中等症以上と診断された搬送人員が約4割を占めています。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

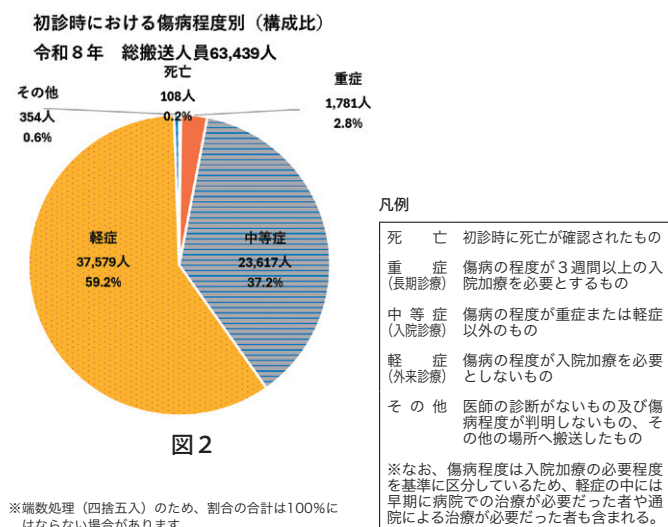


図2

③ 発生場所別の救急搬送人員（図3）

5月1日から8月16日までの熱中症による救急搬送人員の合計63,439人のうち、住居が25,732人（40.6%）と最も多く、次いで道路13,174人（20.8%）、公衆（屋外）6,852人（10.8%）、仕事場①5,809人（9.2%）などとなっています。

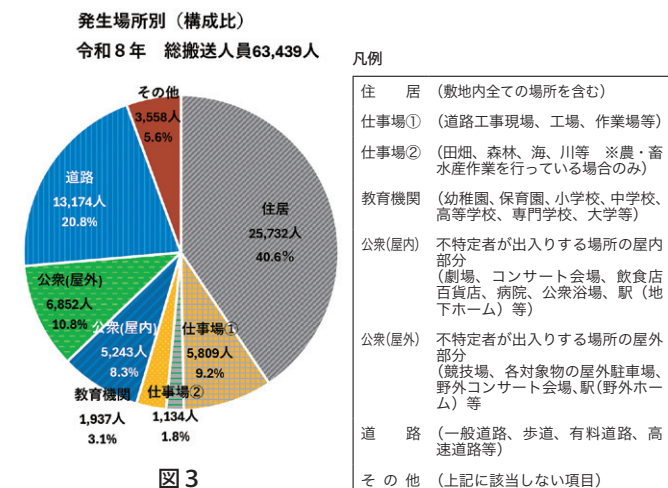


図3

④ 都道府県別の救急搬送人員（図4）

5月1日から8月16日までの熱中症による救急搬送人員の合計63,439人のうち、大阪府が5,277人と最も多く、次いで東京都5,118人、愛知県4,266人、埼玉県3,614人、兵庫県3,414人となっています。

⑤ 週別の救急搬送人員（図5）

週別の救急搬送人員は、6月までは100~1,400人前後で推移していましたが、7月から急増し、7月13日の週は今年初めて10,000人を超え、7月20日の週は、18,000人以上となっています。

都道府県熱中症による救急搬送員

前年同時期との比較（累計：5月1日～8月16日）

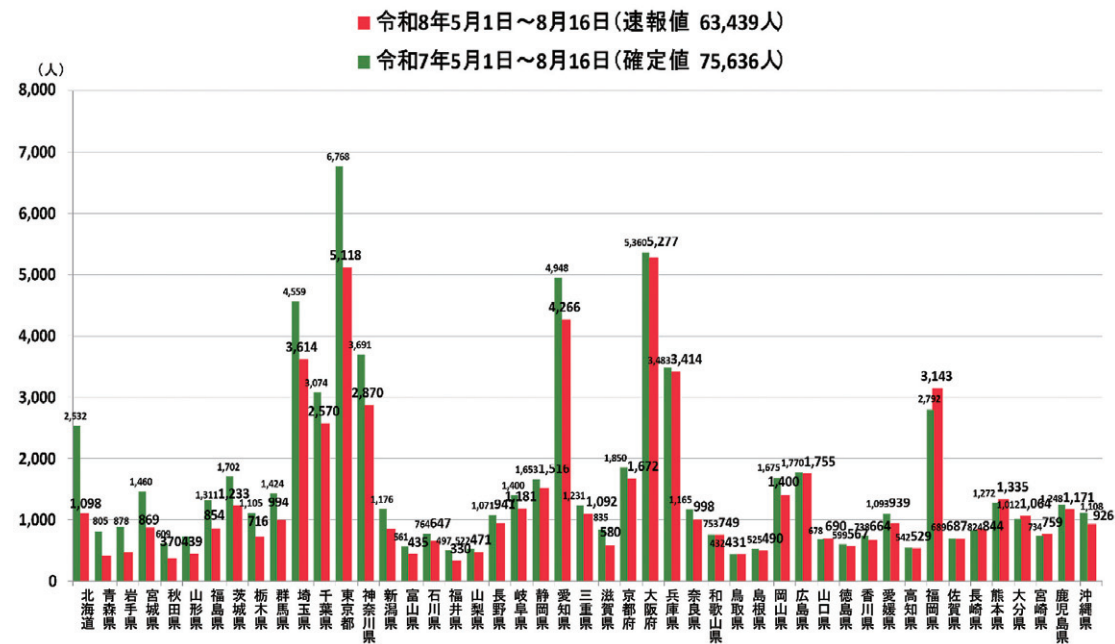


図4

熱中症による救急搬送人員（週別推移）

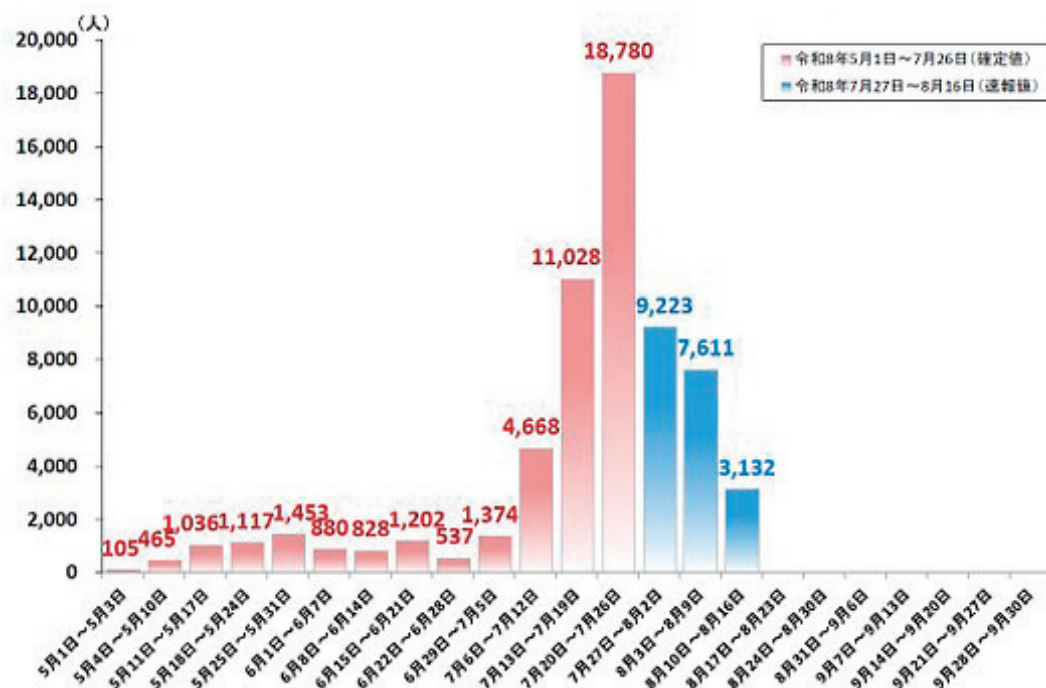


図5

3 消防庁における取組

消防庁では、熱中症予防啓発の取組として、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスターや熱中症対策リーフレットを毎年作成し、ホームページに掲載しているほか、消防庁Xを通じて、熱中症予防に関する呼び掛けを発信しています。また、「熱中症予防強化キャンペーン」として、関係府省庁と連携し、熱中症予防の普及啓発や注意喚起等の広報活動を実施しています。



【ポスター】



【消防庁Xでの広報】

4 熱中症予防のポイント

東京都監察医務院が公表しているデータでは、東京都23区で令和2年から令和7年までの熱中症による死者数（6月から9月）の約75%が70歳以上の高齢者で、熱中症による屋内死亡者数のうち、約84%がエアコンを使用していませんでした。熱中症を予防するために、改めて以下の項目を心がけて下さい。

- ・のどの渇きを感じる前のこまめに水分補給・塩分補給をする
- ・部屋の温度に注意してエアコン・扇風機を有効活用する（エアコンが使用できないときは、水や冷えたタオルを肌当てて、体を冷やす）
- ・「熱中症警戒アラート」発出時はできるだけ外出を控える

5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで未然に防ぐことができます。令和7年9月の熱中症による救急搬送人員は9,766人であり、今年の9月も熱中症予防対策が重要です。

消防庁では、全国の消防本部や関係府省庁と連携をとりながら、引き続き熱中症予防啓発に努めていきます。

【参考】消防庁熱中症情報

<https://www.fdma.go.jp/disaster#anchor-07>

【参考】東京都監察医務院 夏の熱中症死亡者数の状況

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/kansatsu/heatstroke>

問合せ先

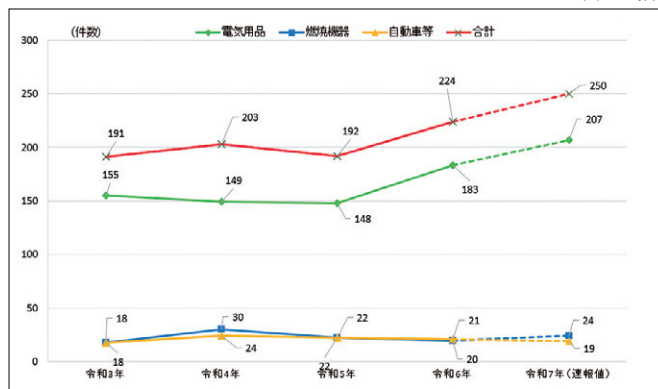
消防庁救急企画室 辻、松田、出口
TEL: 03-5253-7529

令和7年中に発生した製品火災に関する調査結果

予防課

図：最近5年間ににおける製品火災件数の推移

単位：(件)



1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月に内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されて以降、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、より政府全体の重要課題として推進されてきました。

消防庁におきましても、電気用品、燃焼機器及び自動車等といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策に継続して取り組んでいます。

2 令和7年中に発生した製品火災に関する調査結果について

令和7年中に発生した製品火災（電気用品、燃焼機器及び自動車等の不具合により発生したと消防機関により判断された火災）について、製品ごとの発生件数※1について図及び表1のとおり取りまとめました。

製品火災は電気用品の火災が207件、燃焼機器の火災が24件、自動車等の火災が19件となっています。

なお、製品火災について、死者が発生しているものではありませんでした。

※1 令和7年の件数は令和8年5月31日時点の速報値であり、このほかに消防機関が出火原因を調査中のものが218件ある。以下同じ。

表1：令和7年中の製品火災の調査結果

単位：(件)

	電気用品	燃焼機器	自動車等	全体
製品火災	207	24	19	250
製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災	911	66	339	1,316

※1 使用者の使用方法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。

※2 表1のほかに令和7年中に発生した製品火災で、消防機関が出火原因を調査中のものが218件ある。

3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。

リチウムイオン電池総合対策ポータルサイトの公開

予防課

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリーやスマートフォン、電動自転車等に広く使用されており、利便性が高い一方で、使用方法の誤りや不適切な廃棄等により、発火・発煙事故を引き起こす事例が増加しています。

こうした状況を踏まえ、消防庁は関係省庁と連携し、対策を進めているところであり、その一環として、国民や事業者に対してリチウムイオン電池による事故を防ぐために必要な情報や、適切な廃棄方法に関する情報を一元的に発信するポータルサイトを作成しました。



ポータルサイトの概要

本ポータルサイトでは、以下について分かりやすく解説しているほか、関係省庁で作成した広報用資料もまとめて掲載しています。

- ▶ リチウムイオン電池による火災の現状
- ▶ 事故を防ぐための3つの具体的なアクション「リチウムイオン電池の『3つのC』」
 - ✓ 買うとき～賢く選ぶ Cool choice ～
購入前に製品情報、マーク表示やリコール情報を確認して、安全基準を満たした製品を選びましょう。
 - ✓ 使うとき～丁寧に扱う Careful use ～
正しい使い方を常に意識するとともに、衝撃・高温を避け、異常を感じたら直ちに使用を中止しましょう。
 - ✓ 捨てるとき～正しく捨てるそして資源循環 Correct disposal with better recycling ～

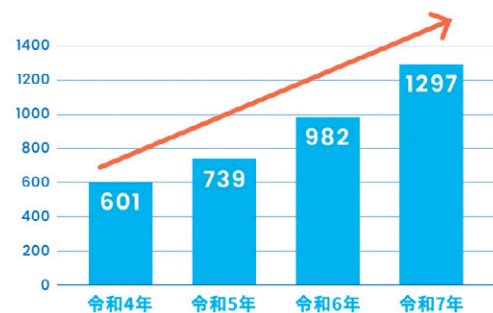
リチウムイオン電池使用の有無を確認し、正しい廃棄方法を確認してから捨てましょう。

詳しくは、リチウムイオン電池総合対策ポータルサイトをご参照ください。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/lithium-ion/>

リチウムイオン電池による火災の現状

リチウムイオン電池関連の火災（廃棄されたリチウムイオン電池等を回収中の塵芥車及びごみ処理関連施設から出火した火災件数を除く。）は、令和4年は601件であったところ、令和7年には1,297件にまで増加しています。（下図参照）



特にモバイルバッテリーの出火件数は、令和6年は290件であったのに対し、令和7年は482件と約7割増となっており、主な出火原因としては、外部衝撃や高温下での使用が挙げられます。

モバイルバッテリー火災の初期消火

消防庁では、モバイルバッテリーから出火した場合の初期消火について、リーフレットを作成し、当該ポータルサイトで公開しております。

詳しくは、ポータルサイトのグローバルナビゲーションから『関係機関の方へ』⇒『広報用資料』をご確認ください。



問合せ先

消防庁予防課予防係 谷川・室中
TEL: 03-5253-7523

令和 8 年度における防災基本計画及び消防庁防災業務計画の修正について

防災課

本年 7 月 14 日に中央防災会議が開催され、防災基本計画の修正が決定されるとともに、翌 15 日付で消防庁防災業務計画の修正（「第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準」の修正を含む。）を行いました。

各地方公共団体におかれましては、災害対策基本法第 40 条及び第 42 条の規定に基づき、両計画の修正事項を踏まえて、地域防災計画を見直していただくようお願いいたします。

なお、防災基本計画の全文については、内閣府のホームページ（<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>）に、また、消防庁防災業務計画の全文については消防庁のホームページ（<https://www.fdma.go.jp/laws/laws/items/bousaigyomukeikaku.pdf>）に掲載していますのでご参照ください。

以下では、両計画の修正事項のうち、消防防災分野の主要なものについて概説します。なお、消防庁防災業務計画の修正については、「第Ⅱ部 消防庁における防災に関しとるべき措置」に係る修正は「Ⅱ」を、「第Ⅲ部 地方公共団体における地域防災計画の作成の基準」に係る修正は「Ⅲ」を記載しております。

①新たな防災気象情報の運用開始を踏まえた修正（Ⅲ）

気象業務法の改正や、これに関連する令和 8 年 5 月の新たな防災気象情報の運用開始を踏まえ、所要の修正を行いました。

②指定緊急避難場所における避難環境の確保等（Ⅱ・Ⅲ）

地方公共団体において、指定緊急避難場所での避難環境の確保等として、発災後速やかに避難者を把握するための衛星電話や監視カメラの設置、熱中症対策・防寒対策を行うための備蓄、民間施設を活用する場合に災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供が行われるための施設管理者との事前調整、要配慮者が円滑に避難するためのバリアフリー環境の整備等に努めることについて定めました。

③Lアラートを通じた迅速・正確な情報発信（Ⅱ・Ⅲ）

地方公共団体等が Lアラート（災害情報共有システム）を通じ、災害関連情報等の迅速かつ正確な発信に努めることについて定めました。

④防災訓練と国民保護訓練の連携（Ⅱ・Ⅲ）

地方公共団体が実施する防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意することについて定めました。

⑤こども・若者の意見反映・参画の促進（Ⅱ・Ⅲ）

防災体制においてこども・若者も含めた多様な主体の視点が反映されるよう留意することについて定めるとともに、自主防災活動においてもこども・若者等の参画促進に努めることについて定めました。

⑥林野火災の消火に係る消火薬剤の効果的な活用（Ⅱ）

火災の状況、消火剤の適性、運搬・混合作業等現場の運用への影響を踏まえた効果的な消火薬剤の活用について、消防庁が助言等を行うことを定めました。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525



特定屋外貯蔵タンクにおける渦電流探傷試験の導入について

消防庁危険物保安室

1. はじめに

従来、特定屋外貯蔵タンク底部の溶接部検査は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験（以下「磁粉探傷試験等」という。）により行うことと定められていました。この度令和7年12月23日に「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」を公布し、さらに同日、渦電流探傷試験の具体的な取扱いや運用方法を示すため、「危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う屋外貯蔵タンクにおける渦電流探傷試験に関する運用について」（消防危第257号）を発出したところです。これらにより渦電流探傷試験を特定屋外貯蔵タンク底部の溶接部検査へ適用することが可能となりましたので、紹介します。

2. 渦電流探傷試験を適用できる法定検査等について

新設並びに取替補修、重ね補修及び溶接部補修により新たに施工された底部の溶接継手については、従来の磁粉探傷試験等により、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第20条の8第2項又は第3項の合格の基準に適合させる必要があります。そのため、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条の2に基づく完成検査前検査、法第14条の3に基づく保安検査、法第14条の3の2に基づく内部点検において、渦電流探傷試験の適用の可否は表のとおりとなります。

	渦電流探傷試験の適用可否
完成検査前検査	適用不可
保安検査	既存の溶接継手に対しては適用可能
内部点検	適用可能

表 渦電流探傷試験の法定検査等への適用について

3. 保安検査等において渦電流探傷試験を適用できる底部溶接継手について

特定屋外貯蔵タンクの側板とアニュラ板（アニュラ板を設けないものにあつては底板）、アニュラ板とアニュラ板、アニュラ板と底板及び底板と底板との溶接継手（溶接止端部から板厚の1/2までの熱影響部を含む。）について渦電流探傷試験を適用できるものとなりました。また、コーティングを有する底部溶接継手については、コーティングを剥離する必要がなく、コーティング上から渦電流探傷試験を適用できることが利点となります。なお、タンクの試験面にコーティングを有するものにあつては、当該コーティングが非磁性かつ非導電性であり、膨れ、割れ、剥離、傷又は異物の混入がないことがコーティング上から渦電流探傷試験を適用できる条件となっております。

4. 渦電流探傷試験の合格の基準

渦電流探傷試験に関する合格の基準は規則第20条の8第4項に規定され、「試験の対象となる溶接継手を走査したときに生ずる電圧又は電流の値（電気的信号に変換したものを含む。以下この項において同じ。）が、当該溶接継手を模した試験片に製作した基準となる傷（長さが4.0mm、深さが1.5mmである傷とする。）を走査したときに生ずる電圧又は電流の値を超えないこととする。」とされました。なお、判定の際は、試験の対象となる底部の溶接継手を走査した際に幾何学的効果から生じる検出信号、ノイズ信号等の疑似指示については合否の判定対象としないこととされています。

5. 渦電流探傷試験の課題と展望

アルミニウム合金又はステンレス鋼製の特定屋外貯蔵タンクの場合、条件の違いにより検出信号へどのような影響があるかは現時点では明確になっておりません。アルミニウム合金又はステンレス鋼製の特定屋外貯蔵タンクへ渦電流探傷試験を適用する場合は、基準きずの幅、溶接継手の表面形状に対する影響等を確認し、渦電流探傷試験を適用する条件を検討する必要があります。また、コーティングが伝導性、磁性体である場合の影響についても現時点では明確になっておりません。そのようなコーティングを有する特定屋外貯蔵タンクに渦電流探傷試験を適用する場合においても、渦電流探傷試験を適用する条件を検討する必要があります。

渦電流探傷試験は磁粉探傷試験等と異なり、デジタルアーカイブが可能です。渦電流探傷試験が広く普及し、大量のデータが集まり、それらを解析することにより、判定業務の自動化（AI化）や、試験の自動化等の省人化について検討が進められていくと考えられます。

問合せ先

消防庁危険物保安室
TEL: 03-5253-7524



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

救急企画室

マイナ救急は、令和8年度、全国の712消防本部（離島等を除く約99%）、5,417隊の救急隊で実施されます。令和8年4月からはマイナ保険証を搭載したスマートフォンでも利用が可能となりました。

1 9月9日「救急の日」に向けた広報

9月9日の「救急の日」に合わせて、広報素材として、ポスターや救急車に貼付するマグネットシート・カーフィルムを作成しました。さらに、マイナ救急実施の流れやメリットの説明を盛り込んだ普及啓発アニメーション動画（※）を作成し、消防庁のHPで公開しています。今後も、政府広報によるラジオ、バナー広告など、更なる広報活動を展開していく予定ですので、各消防本部においても、これらの広報素材を活用していただき、積極的に広報を実施していただくようお願いします。

（※）普及啓発アニメーション動画はデータの提供が可能ですので、ご希望の際は消防庁救急企画室までご連絡ください。



〈ポスター〉



〈マグネットシート〉



〈カーフィルム（大）〉



〈カーフィルム（小）〉

〈普及啓発アニメーション動画〉



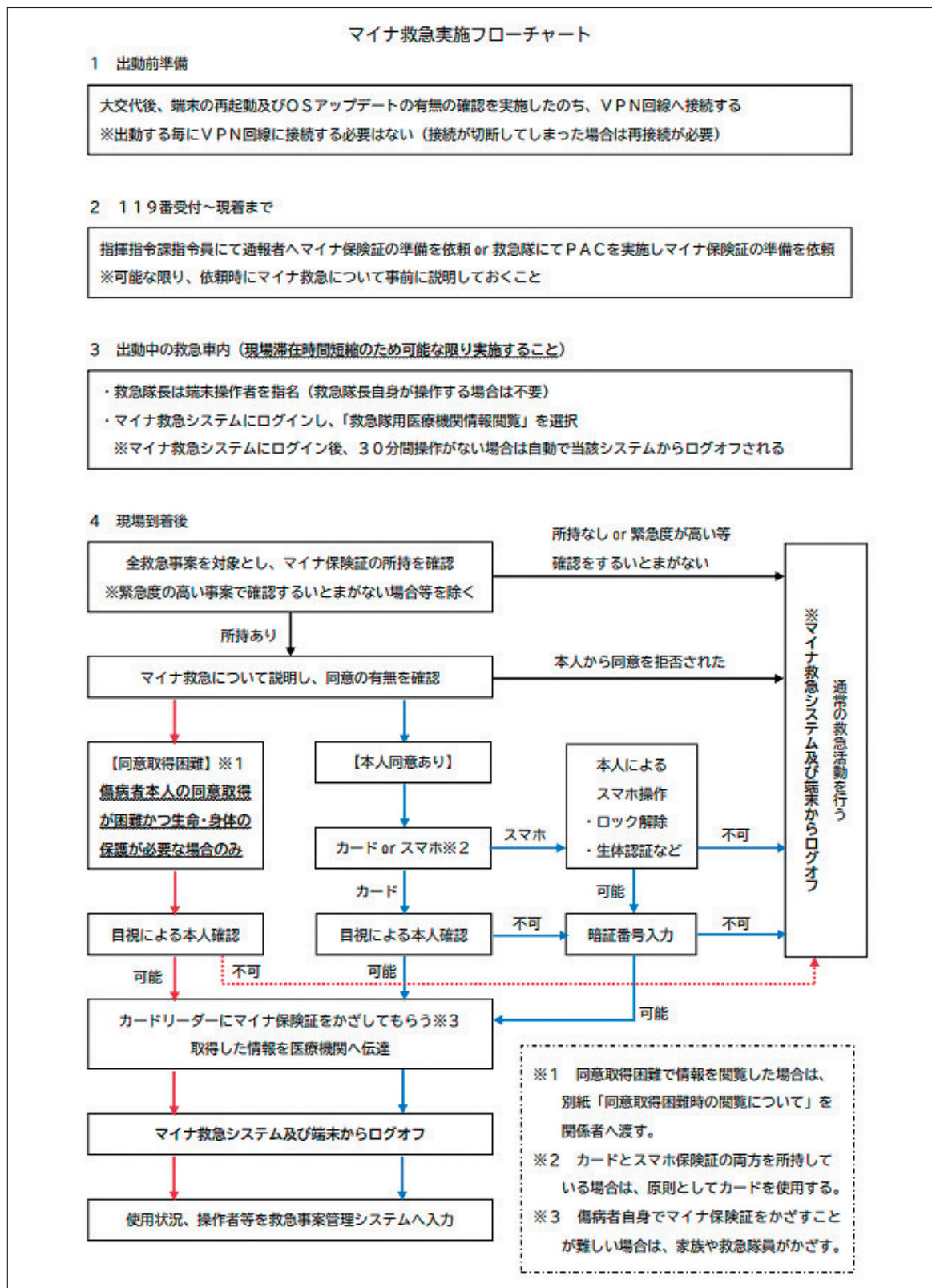
消防庁HP：<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/mynakyukyu/mynakyukyu.html>

2 消防本部の担当者に聞いた！マイナ救急の取組

マイナ救急を積極的に活用している消防本部の担当者に取組を聞きました。

【閲覧率を上げるための工夫】
・救急隊員に対し、マイナ救急は、「救急活動のスタンダード」になると指導している。
・全救急事案を対象（緊急度が高く暇がない等例外あり）に、マイナ保険証の有無を確認の上、原則マイナ救急を実施している（「救急隊長判断で未実施」は基本的に無し）。
・毎月、救急隊毎の「マイナ保険証の有無」及び「実施率」を集計している（3交代制のため、1部、2部、3部それぞれの実施率を把握）。また、カード、スマホどちらを読み取ったのかもチェックしている。
・実施率が低い隊に対しては個別にヒアリングを行っている。
・活動要領のほか、マイナ救急実施のフローチャート※を作成し、一目で活動の流れが分かるようにしている。
【救急隊員からの意見】
・「お薬手帳があるからマイナ救急で情報を確認する必要がない」という意見があったが、お薬手帳は何冊もお持ちの方がいたり、シールを貼っていない方もいる。それに比べ、マイナ救急は情報が集約されているだけでなく、正確性も担保されていること、さらに、傷病者の負担軽減や医療機関の迅速な治療に繋がる「傷病者のための施策」であることを、都度、救急隊員に説明している。
【市民への周知・広報】
・ポスターを消防署に掲示するだけでなく、医療機関や官公庁、駅などに配付し、掲示をお願いした。
・医療機関のデジタルサイネージで普及啓発動画を放映
・広報誌やホームページへの掲載
・今後、市民向けのシンポジウムでマイナ保険証の持ち歩きを促す予定

※【参考】マイナ救急実施フローチャート



問合せ先

消防庁救急企画室
TEL:03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

令和8年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

広域応援室

1. はじめに

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年度に創設され、これまで計49回の災害に出動し、国民の期待に応えるべく活動してきたところです。

消防庁では、緊急消防援助隊の指揮・現場活動能力、関係機関との連携能力の向上を図るとともに、受援都道府県における緊急消防援助隊の受け入れ体制や指揮活動能力の強化を図るため、平成8年度から全国を6ブロックに分け、都道府県及び市町村の協力のもと「緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下、「ブロック訓練」という。）」を実施しています。

ブロック訓練では、地震、土砂・風水害や近年発生している林野火災などの大規模な災害を想定し、図上訓練や実動訓練を実施し、緊急消防援助隊に関する要綱や部隊運用、各都道府県・消防本部の応援・受援計画の実効性を検証するとともに、緊急消防援助隊と関係機関との連携強化を図っています。

また、過去の災害対応やブロック訓練で得られた教訓を踏まえ、「令和8年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項及び留意事項」（令和8年3月17日）に基づき、重点的な取り組みの推進を図っています。

主な内容は、次のとおりです。

(1) 受援計画に基づいた活動の展開と検証

大規模災害発生時には、被災自治体は限られた人員で多様な対応を求められることから、必要な消防力を迅速に判断し、時機を逸することなく広域応援を要請することが重要となります。

また、被災状況に関する情報収集や緊急消防援助隊の円滑な受入れ、効果的な指揮運用も求められます。このため、応援要請手順の確認をはじめ、受援計画に基づく活動の展開や実効性を重点的に検証する訓練を実施し、その結果を今後の計画の見直しにつなげることをとしています。

(2) 新設部隊の検証

情報統括支援隊、安全管理部隊及び救急特別編成部隊について、運用方法や活動内容を検証し、運用要領の定着を目的とした訓練を実施します。

(3) デジタルを活用した情報共有体制の強化

デジタル作戦卓、緊急消防援助隊動態情報システム、Web会議システム、映像共有システム、新総合防災

情報システムなどを活用し、消防庁、都道府県災害対策本部、市長村災害対策本部及び災害現場との間における情報共有体制の強化を図ります。

2. 実施日及び実施場所（令和8年9月1日時点予定）

ブロック	実施日	主な実施場所
関 東	11/10（火）～11/11（水）	栃木県大田原市
中 部	11/3（火）～11/4（水）	富山県射水市
近 畿	11/7（土）～11/8（日）	大阪府堺市
中国・四国	10/31（土）～11/1（日）	愛媛県新居浜市
九 州	10/24（土）～10/25（日）	佐賀県唐津市
北海道東北	（全国合同訓練開催のため実施なし）	

3. 主な訓練内容（予定）

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

受援都道府県に設置される消防応援活動調整本部において、被害状況と消防力を比較・分析し、緊急消防援助隊の応援要請などを通じて必要な消防力を確保するための訓練を実施します。

また、デジタル技術を活用した情報収集、緊急消防援助隊の受入体制や運用体制の構築、航空運用調整班による航空機の運用調整などに対応する図上訓練を実施します。

さらに、被災地消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を、ヘリポートなどに航空指揮本部を設置し、消防応援活動調整本部や航空運用調整班と連携した災害対応訓練を実施します。



令和7年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練
消防応援活動調整本部設置・運営訓練（山形県）



(2) 部隊進出訓練

応援出動する緊急消防援助隊の各部隊が被災都道府県に進出することを想定した部隊進出訓練を実施します。

応援部隊は、各都道府県が策定する応援計画等に基づき、被災地への迅速な出動や部隊集結を行い、計画の実効性や連携体制を検証します。

また、道路寸断などにより陸路での進出が困難な状況を想定し、輸送機や船舶を活用した空路・海路による部隊進出についても、関係機関と連携して検証を行います。



令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練
民間フェリーを活用した部隊進出訓練（徳島県）

(3) 部隊運用訓練

地震、土砂・風水害や林野火災などの大規模な災害を想定した実践的な部隊運用訓練（実動訓練）を実施します。

各訓練会場では、緊急消防援助隊が消火・救急・救助活動などを行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察、DMATなどの関係機関と連携し、災害の事態に応じた効果的な活動を展開します。

また、消防庁の無償使用制度により貸与されている水陸両用車や重機などの特殊車両を活用し、その災害対応能力や運用方法についても検証を行います。



令和7年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練
中型水陸両用車による部隊投入訓練（岐阜県）

(4) 後方支援活動訓練

過酷な環境下においても緊急消防援助隊が継続的に最大限の能力を発揮できるよう、厳寒期や酷暑期を想定した後方支援活動訓練を実施します。

宿営地では、多くの隊員が共同で食事や休憩等を行うことから、感染症対策や衛生管理の徹底を目的としたデコンタミネーションを強化するとともに、拠点機能形成車の共同使用やエアートントを活用した宿営訓練を実施し、都道府県単位での後方支援体制の強化を図ります。

また、宿営地だけでなく部隊運用訓練の現場にも休息所を設置するなど、隊員が効果的かつ継続的に活動できる環境を整え、過酷な状況下における活動を支援します。

このほか、民間団体と連携し、水利供給や燃料供給、重機派遣、物資調達などの訓練を実施することで、災害対応を支える後方支援体制の充実を図ります。



令和7年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
民間団体と連携した燃料補給訓練（茨城県）

4. おわりに

今年度のブロック訓練では、令和7年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練で明らかとなった課題や近年の大規模災害時における緊急消防援助隊の活動から得られた教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の更なる技術力の向上及び連携活動能力の強化を図るとともに、受援都道府県及び被災地消防本部における受援体制の一層の充実・強化を推進していきます。

本年度のブロック訓練の実施にあたり、多大なる御協力をいただいている開催府県、開催市町村及び消防本部、訓練参加消防本部並びに関係機関の皆様に対し、心より感謝申し上げます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7569（直通）

林野火災対応訓練を実施

森町消防本部

森町消防本部では、7月13日消防本部横に於いて、管内で発生した林野火災を想定し、森町消防本部・北海道防災航空室による訓練を実施しました。訓練は、消防隊による長距離延長ホースからの放水等の他、北海道消防防災ヘリコプターと消防隊が連携し、ヘリコプターが低空ホバーリング中ダウンウォッシュ下で消防隊が空中散水用のバケットに給水、その後ヘリコプターによる散水訓練が行われるなど、各関係機関との連携強化が図られました。



空中散水用バケットへ給水する様子

酷暑下の予防業務を支える新たな装備

十和田地域広域事務組合消防本部

令和8年7月、十和田地域広域事務組合消防本部では、予防課職員が立入検査や消防用設備等の設置検査、火災調査などの屋外業務で着用する空調服を配備しました。

近年、東北地方でも猛暑日が増加していることから、職員の暑熱対策と職場環境の改善を目的に導入したもので、現場活動隊に先がけた新たな取組です。今後も安全で働きやすい職場環境づくりを推進し、住民サービスの向上に努めてまいります。



消防通信

望

楼

ぼうろう

林野火災に備え消火訓練を実施

新潟市消防局

新潟市秋葉消防署では、令和8年6月14日（日）新潟市消防団秋葉方面隊と連携し、林野火災対応訓練を実施しました。

当署管内にある広大な「にいつ丘陵」において林野火災が発生し、水利不良との想定で訓練を実施しました。付近の湖から取水し、長距離送水を行い放水までの手順を確認しました。

今後も継続して訓練を行い、消防団員との連携強化と災害対応能力の向上に努めてまいります。



「2026夏の防災スクール」を開催しました

湖南広域消防局

湖南広域消防局では、令和8年7月22日に、夏の災害予防啓発運動の一環として、学童保育所にて「夏の防災スクール」を開催しました。

本イベントは夏場に増える事故の防止を目的に開催したもので、子どもたちは「安全な水遊び・花火遊び」と「防火防災かるた大会」の2つのグループに分かれて楽しみながら防災について学びました。

花火体験では初めて体験する児童も多く、緊張した面持ちで消防職員と一緒に火を付け、正しい取扱い方法を身につけました。また、かるた大会では夏の暑さを吹き飛ばすほどの熱い戦いが繰り広げられ、会場は大盛り上がりとなりました。

思い出に残る楽しい夏休みを過ごせるよう、これからも防災の輪を広げてまいります。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



幹部科における教育訓練 ～ 変革の時代を担う消防幹部の育成 ～

幹部科は、消防大学校における総合教育の中核を担う学科です。近年の激甚化する自然災害、社会インフラの老朽化に伴う災害などの大規模災害に対応できる指揮能力の向上を図るとともに、安全管理や現場経験の少ない若手職員への指導能力を養成します。また、柔軟な発想やアイデアの創出・政策立案、人事管理、予算要求、議会対応や市町村部局との連携等の行政運営能力を高め、消防組織全体の底上げを図ることを目的として近年は年4回実施しております。

令和8年度第1回目の「幹部科（第85期）」では、5日間（6月8日～12日）のリモート講義に続く、28日間（6月15日～7月23日）に及ぶ消防大学校での教育訓練が修了しました。

消防行政を取り巻く現状を踏まえ、次のとおり授業科目の新設や変更を行いました。

【新設】

○教務部長講話

当校教務部長が高知県における消防広域化推進に中心的に携わってきた経験を生かし、消防の広域化に特化した講義により、各本部において課題解決に資することを目的に導入しました。

○危機管理Ⅱ

危機発生時における幹部の初動判断と意思決定、住民保護措置の基本思考、情報整理・報告及び広報発信の在り方について解説し、あわせて消防組織における対策本部運営の実践・実務論について学ぶことを目的に導入しました。

○救急需要対策・地域医療体制

逼迫する救急需要に的確に対応できる体制構築が求められる中、先進的な取組で成果を上げている自治体の地域医療体制をモデルとして、その解決策の例を提案する講義が各本部における施策立案の参考となることを目的に導入しました。

【変更（授業時間の拡充）】

○共創事業・戦略的広報

これまで校外視察研修で横浜市消防局本部庁舎訪問時に受講していた内容を拡大して授業化し、財源確保、ABW（Activity Based Working）の働き方、ブランディング等（受験者数増加、離職防止、好感度等）組織イメージの向上に与える効果について理解を深めることを目的

に拡充しました。

○受傷・殉職事故の発生傾向

昨今の殉職事案と住宅火災の対応の困難性を考慮し、殉職リスクを構造的かつ定量的に把握する必要性とその重要性を再認識することを目的に拡充しました。

○安全管理Ⅱ

殉職事故を防止する取組である火災時の救難体制「RIT（Rapid Intervention Team）」について、これまでの座学に加え、教育支援隊による実技を見学することにより、具体的な救難活動を理解することを目的に講義時間を増設しました。

そのほかの授業では、消防実務管理の問題点やその対応策、現場指揮論、外部講師による部下指導や教育技法、組織マネジメント、模擬記者会見、消防におけるDXなど、消防幹部として必要な様々な分野の講義が行われるとともに、多様な災害現場での指揮能力の向上を目的とする火災等を想定したシミュレーション訓練を行いました。

学科の集大成である課題研究では、テーマを昨年度に引き続き「持続可能な消防組織に必要なこと」に設定し、人材確保や定年延長に伴う効果的な人員配置、消防の広域化、人材育成や消防業務の効率化など、その趣旨を捉えた、現代の消防行政が抱える多くの課題に対する研究が発表され、課題解決に向けた糸口をつかむために学生同士で意見を交わすなど、教育訓練の目的である消防の上級幹部になるに相応しい人材を養成するのに必要な知識及び技術の修得に努めました。



シミュレーション訓練



課題研究発表

幹部科は、現代の消防が抱える多くの課題への理解を深め、それらに正面から向き合って解決策を議論するなど、的確な現状把握のもとに必要な変革する力を養成できる実益ある学科構成となるよう、修了者からの意見も踏まえ、毎年度工夫を行っています。

消防大学校での教育は、広く全国から集まる受講生が、宿泊研修期間中に課題研究や情報・意見交換を通して連帯感を深め、卒業後、大規模災害等発生時には迅速円滑な消防活動に繋がります。各本部からの入校を心からお待ちしております。

教育訓練の実施状況 (令和8年4月～7月実施分)

令和8年4月から7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース名		教育訓練期間	卒業(修了)者数
幹部科	第85期	6月8日(月)～7月23日(木) (46日間)	59名
新任消防長・学校長科	第36期	5月11日(月)～5月21日(木) (11日間)	43名
警防科	第118期	6月11日(木)～7月30日(木) (50日間)	48名
救助科	第92期	4月15日(水)～6月8日(月) (55日間)	48名
予防科	第120期	5月27日(水)～7月14日(火) (49日間)	42名
火災調査科	第50期	5月28日(木)～7月15日(水) (49日間)	47名
指揮隊長コース	第31回	5月7日(木)～5月21日(木) (15日間)	76名
危機管理・国民保護コース	第16回	4月20日(月)～4月27日(月) (8日間)	36名
査察業務マネジメントコース	第10回	7月22日(水)～7月28日(火) (7日間)	48名
合 計			447名

問合せ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和8年7月21日～令和8年8月20日）

<救急企画室>

8.7.22	令和8年6月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和8年6月の確定値を取りまとめたので、その概要を公表します。
--------	---------------------	--

<国民保護室・国民保護運用室>

8.7.30	「緊急一時避難施設と一時滞在施設のデュアルユースの推進に関する検討会」の開催	「緊急一時避難施設と一時滞在施設のデュアルユースの推進に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
--------	--	---

<地域防災室>

8.7.21	令和8年度消防団入団促進広報に関するイベントの実施	消防庁では、地域防災力の中核として重要な役割を果たしている消防団への入団を促進するための広報に取り組んでいます。 このたび、全国で消防団への入団促進に向けた広報事業のイベントを実施します。
--------	---------------------------	---

<広域応援室>

8.7.21	第7回緊急消防援助隊全国合同訓練「図上訓練」の開催	消防庁では、緊急消防援助隊の技術の向上及び関係機関との連携活動能力の向上を図ることを目的に、概ね5年ごとに全国の緊急消防援助隊が一堂に集結して行う全国合同訓練を実施しています。 本訓練は実動訓練と図上訓練により構成され、今回の図上訓練は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、消防庁、北海道、青森県、岩手県及び宮城県の5か所で同時に連動した訓練を実施します。
--------	---------------------------	--

<参事官>

8.8.4	救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募	消防庁は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和8年8月5日（水）から令和8年9月8日（火）までの間、意見を公募します。
-------	--	--



最近の通知 (令和8年7月21日～令和8年8月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第301号	2026年7月23日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防・救急課長	「警防活動時等における安全管理マニュアル」の一部改正について
消防参第153号	2026年7月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	第29回全国消防救助シンポジウムの開催について (通知)
消防消第306号	2026年7月31日	各都道府県消防防災主管部(局)長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布等に係る消防防災分野における対応について (通知)
消防危第185号	2026年8月1日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	令和8年熊本地震を踏まえた危険物規制の運用について (通知)
消防予第359号	2026年8月3日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)
消防災第133号 消防広第421号 消防予第356号 消防特第142号	2026年8月3日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁防災課長 消防庁広域応援室長 消防庁予防課長 消防庁特殊災害室長	「林野火災用消火薬剤の評価ガイドラインについて (通知)」の一部改正等について
消防参第172号	2026年8月7日	都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」の一部改正について (通知)
消防予第369号 消防危第196号	2026年8月10日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	令和8年熊本地震に対応した消防関係手数料の減免措置について (通知)
消防予第368号 消防危第195号	2026年8月10日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行に伴う消防法令の運用について (通知)
消防救第280号 厚生労働省発医政 0813第7号	2026年8月13日	各都道府県知事	消防庁長官 厚生労働省事務次官	「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について (依頼)
消防予第370号	2026年8月14日	各都道府県消防防災主管部長 各消防本部消防長 非常備町村消防防災主管部局長	消防庁次長	「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件」の公布・施行について
消防救第291号	2026年8月18日	各都道府県消防防災主管部(局)長	消防庁救急企画室長	「世界保健機関 (WHO) による緊急事態宣言を受けたエボラ出血熱に係る対応について」の一部改正について

広報テーマ

9 月		10 月	
① 9月9日は救急の日 ② 住宅防火防災キャンペーン ③ 全国少年消防クラブ交流大会 ④ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け	救急企画室 予防課 地域防災室 地域防災室	① 地震火災対策について ② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果 ③ 第31回全国消防操法大会 ④ 消防の国際協力に対する理解の推進	予防課 予防課 地域防災室 参事官室

9月9日は救急の日

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月6日（日）から9月12日（土）までが「救急医療週間」です。これまで、この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されてきました。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点をおいています。

(1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実施指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

(2) 救急車の適時・適切な利用及びマイナ救急の普及啓発

救急搬送の現状、救急安心センター事業（＃7119）等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適時・適切な利用について普及を図ります。また、令和8年4月1日から消防本部主体の運用を開始したマイナ救急についても、各種広報媒体を通じて広く普及を図ります。

※マイナ救急とは、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する取組

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して、都道府県知事、市町村等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

(4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県及び市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

3 救急医療週間に行う主な行事

救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しており、今年は9月9日（水）に表彰式が行われます。対象者は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命・身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。



総務大臣表彰の授与（令和7年度）



消防庁長官表彰の授与（令和7年度）

4 おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、国民の皆様には救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう努めてまいります。

問合せ先

消防庁救急企画室 辻、松田、出口、黒岩
TEL: 03-5253-7529



老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」

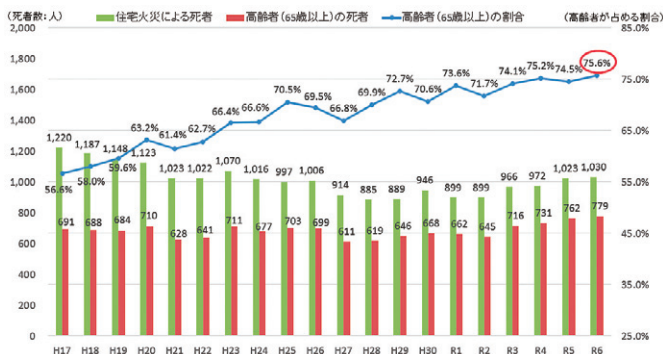
予防課

○ 住宅防火・防災キャンペーンの実施

令和6年の住宅火災による死者数は1,000人を超え、このうち7割以上が65歳以上の高齢者となっています。

また、高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、『老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物』をキャッチフレーズに、改めて高齢者とそのご家族の方々に、火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用火災警報器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」（期間：9月1日～21日）を平成24年から実施しています。

キャンペーンには各種企業、団体が協力し、住宅用火災警報器の購入から一定年数経過した方へ交換のお知らせを行ったり、住宅用火災警報器の無償配布を行うなど、様々な取り組みを行っています。



○ 高齢者を住宅火災から守るために

(1) 住宅用火災警報器を定期的に点検、10年を目安に交換しましょう

火災からいのちを守るためには、逃げ遅れないよう、火災の発生をできる限り早く知ることが大切です。

いざというときにきちんと作動するように、定期的に点検しましょう。

また、設置から10年以上経過している住宅用火災警報器は電池切れや故障の可能性があるので、本体を交換しましょう。

(2) 感震ブレーカー等を設置しましょう

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあり、消火困難な状態となること等から、木造密集地域などでは大規模火災につながる危険性があります。

地震発生時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等を設置しましょう。

(3) 住宅用消火器を備えましょう

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、スプレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がいるご家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

(4) 防災品を使いましょう

死者が発生した住宅火災のうち、寝たばこが原因であるものが多く発生しています。また、調理中に、コンロの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる方もいます。

このような火災による死者を減らすため、パジャマやエプロン等衣類について、燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めします。



問合せ先

消防庁予防課 谷川・清水
TEL: 03-5253-7523



事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛けをお願いします。

地域防災室

これまで、消防庁では、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の趣旨を踏まえ、国及び地方公共団体が連携し、幅広い住民への入団促進に向けた広報の実施、消防団員の処遇の改善、消防団の装備や訓練等の充実など、消防団の充実強化に向けた様々な取組を行ってきました。

とりわけ、依然として減少が続く消防団員の約7割が被用者であることを踏まえると、地域防災において重要な役割を担う消防団員を確保し、円滑な消防団活動を行う上では、企業等の消防団に対する理解を深め、協力を得ることが不可欠です。また、社会貢献や危機管理意識

の向上、地域住民との交流促進など、消防団活動への協力により企業等が得られるメリットの観点からも、消防団の更なる充実強化に向けて、企業等との協力体制を構築し、連携した取組を一層推進することが重要と考えております。

消防庁では「消防団協力事業所表示制度」や「消防団等地域活動表彰」など、企業や事業所との連携強化に向けた施策を推進しております。消防団事務を所管する市区町村の方々におかれましては、企業等に対しこれらの取組を周知いただくとともに、消防団活動への理解と協力の呼び掛けをお願いいたします。

「地域を守る、信頼の企業」として消防団へのご協力をお願いします!!
FDMA
信頼と安心

消防団への協力が企業のメリットに

従業員が消防団に入れば
防災に関する知識やスキルが身につき、
自社の従業員や施設を守ることができます！

幅広い世代・職種など、地域の方々との
多様なつながりができます！

消防団協力事業所になれば、
各自治体の様々な優遇措置を受けられます！

表彰制度もあり、
地域への貢献がCSR活動につながり、
自社のイメージアップになります！

企業の方も応援できる制度があります！

消防団協力事業所表示制度

消防団活動への協力が企業の社会貢献として広く認められる制度です。
「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社HPや名刺などで広く公表することができます。

事業所の協力例

- ✓ 従業員が相当数入団
- ✓ 従業員の消防団活動について、就業規則等で積極的に配慮
- ✓ 災害時等に事業所の施設や資機材を提供 など

【消防団協力事業所表示証】
(左側：シルバーマーク(市町村発行))
(右側：ゴールドマーク(消防団発行))

制度の詳細は
[こちら](#)

特定の活動だけでも参加できるのはご存じですか？

誰でも、いろいろなカタチで活躍できるのが、機能別団員・分団です。それぞれの能力やスキルを活かしながら、自分ができる範囲で特定の消防団活動に参加ができます。

機能別団員		機能別分団	
仕事や家庭の都合等で全ての活動に参加できない場合は…		災害時や特定の活動のみ参加できる場合は…	
女性団員 防火普救や救命・広報活動など	学生団員 救急や火災や地震・消防団員OBなど	大規模災害のみ活動する分団 救急・火災活動など	バイク隊 救急対応・火災活動など
消防職員・消防団員OB 大規模災害出動など	事業所団員 広報等を活用した救急活動など	ドローン隊 情報収集など	広報・普救活動に専任する分団 消防団活動の広報のほか、火災・救急や地震・消防団員OBなど

自治体の消防団協力事業所に対する支援策の例

入札参加資格の優遇	自治体の公共事業に係る入札(入札参加資格方式・総合評価落札方式)において、審査に有利な加点が与えられます。
表彰制度	消防団協力事業所として認定された事業所に対する表彰があります。
その他	防災ラジオや消火器といった防災関連物品の無償貸与や、広告誌広告掲載料の免除などがあります。

※ 支援策の有無や内容は、都道府県や市町村によって異なります。

消防庁の企業等に対する主な支援策

消防団等地域活動表彰	地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団又は団員確保について特に力を入れている消防団、及び消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等に対し、消防庁長官が表彰します。
防災まちづくり大賞	地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として、地域に根ざした団体・企業などの多様な主体における防災に関する優れた取組等を表彰します(総務大臣賞、消防庁長官賞等)。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 地域防災室
TEL: 03-5253-7561

消防の動き '26年 9月号 - 23 -

あなたの命を守る

マイナ救急

マイナ保険証は
あなたの小さな説明書

マイナ保険証を
持ち歩きましょう



あなたの命を守る 「マイナ救急」



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



マイナ救急HP

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>